

報道資料

令和2年4月17日(金)

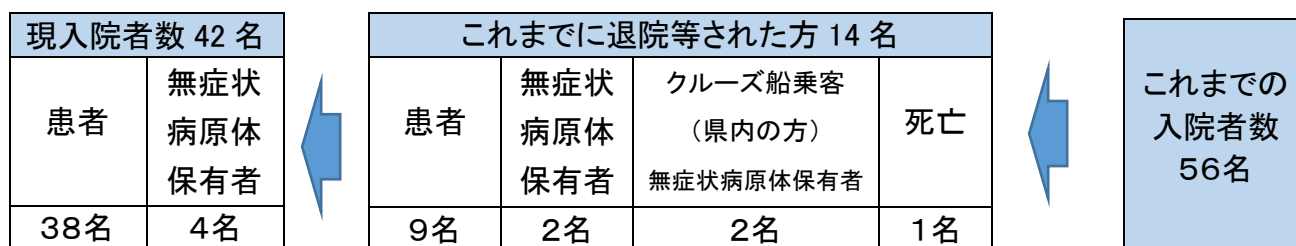
福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:戸毛・池田
 報道専用電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)内線:3130、3136
 一般相談電話:0742-27-8561
 総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・北畑
 電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)内線:2270, 2302

新型コロナウイルス感染者・患者の発生について

奈良県において新型コロナウイルス感染症の感染者(県内感染者55、56例目、無症状病原体保有者8例目、患者48例目)が発生しました。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

感染者……PCR検査の結果が「陽性」の方
 患者……PCR検査の結果が「陽性」で、かつ、症状のある方

1) 入院者数の状況



※その他、クルーズ船乗客(県外の方)5名 退院済

2) 感染者(患者)の概要

感染者 55 例目 (無症状 8 例目)					
年代・性別	20代・男性	採取日 結果判明日	4月15日 4月16日	感染経路	県内感染者 53 例目の濃厚接触者
居住地	大和郡山市	入院日	4月17日	濃厚接触者	家族 2 名
職業	会社員	現在の状態	無症状	特記事項 (発症後の行動等)	県内感染者 53 例目の陽性判明(4月15日)以降外出せず
発症日 症状	—		—		

感染者 56 例目(患者 48 例目)					
年代・性別	40 代・男性	採取日 結果判明日	4 月 10 日 4 月 11 日	感染経路	調査中(大阪市内勤務)
居住地	大阪市 (五條市)	入院日	4 月 13 日	濃厚接触者	家族 3 名
職業	会社員	現在の状態	軽症	特記事項 (発症後の行動等)	4 月 8 日以降五條市内 で静養 同日、近医(和歌山)受 診 4 月 10 日近医(和歌山) 受診 4 月 13 日県内指定医療 機関入院
発症日 症 状	4 月 7 日 発熱、咳		発熱、咳、倦 怠感、呼吸困 難		

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、お亡くなりになられた方及びご遺族のプライバシーに十分にご配慮をお願いします。
施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。

3) 県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う方への相談窓口として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。海外から帰国された等の方で何らかの症状がある方はご相談下さい。

■ 帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土・日・祝 10:00~16:00

新型コロナウイルス感染症を疑う要件」に該当される方(※1)は、夜間でも保健所での電話対応が可能です。

※1 「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」とは次のア～エのいずれかです。(現時点での定義であり、今後変更する可能性があります。)

	症状	接触歴など
ア	発熱(37.5℃以上)または呼吸器症状	発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
イ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴がある
ウ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴のある者と濃厚接触した
エ	渡航歴に関わらず、37.5℃以上の発熱かつ原因不明の肺炎	

県民の皆さま

- ・奈良県が緊急事態宣言の地域に追加されました
- ・県内でも流行の兆しがあります

- 医療機関への通院、食料品・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への通勤、健康維持のための散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛をお願いします。(うつらないの徹底)
- 繁華街の接待等を伴う飲食店等うつる可能性の高い施設の利用自粛をお願いします。(うつらないの徹底)
- 症状(発熱、咳、味覚・嗅覚異常等)のある方やうつされた心配のある方は外出を控え、自宅待機をお願いします。(うつさないの徹底)

- ・大都市では感染が急速に拡大しており、大都市からの人の移動等によりクラスターが大都市外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られます。

- そのような大都市への往来自粛をお願いします。(うつらないの徹底)
- 県内からそのような大都市へ通勤されている方は、できる限り在宅勤務をお願いします。(うつらないの徹底)
- △特に、大型連休期間においては、不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を自粛するようお願いします。(うつらないの徹底)

他府県民の皆さま

- お住まいの地域で、休業要請が行われている施設(遊興施設、遊戯施設等)への府県境を越えての利用は控えてください。(うつさないの徹底)
- 他府県から奈良県への通勤者はできるだけ在宅勤務をお願いします。